

第3章 廃食油リサイクル実証事業に関わる各法的手続きについて

第1節 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

廃棄物処理法においては、家庭から排出される廃食油は一般廃棄物であり、また事業活動に伴い事業所から発生する廃食油は産業廃棄物とされる。全く同様の性状を有する廃食油ではあるが、発生主体により一方は一般廃棄物、他方は産業廃棄物に二分されている。

本実証事業においては、廃食油の循環的利用のためには、効率的回収が最も重要であると考え、一般廃棄物としての廃食油と産業廃棄物としての廃食油を同一の回収ルートで回収することとし、下記の廃棄物処理法上の諸手続きをおこなった。

【産業廃棄物】

株式会社魚国総本社三重支社及びマックスバリュ中部株式会社から排出される廃食油に関しては、各社と産業廃棄物収集運搬業者であるコマツ三重株式会社との間において、産業廃棄物収集運搬に伴う委託契約を締結し、実際の廃食油の回収にあたっては、その都度産業廃棄物管理表（マニフェスト）を使用している。

【一般廃棄物】

津市藤水地区において回収される廃食油に関しては、一般廃棄物の処理責任を有する津市とコマツ三重株式会社との間において、一般廃棄物収集運搬及び処分についての委託契約を締結するとともに、津市からコマツ三重株式会社が所在する伊勢市に対して一般廃棄物の搬入に関する事前協議を行っている。

【運搬について】

本事業の実施にともなう廃食油の収集運搬については、以下の2つの課題について協議を行った。

- (1)収集運搬を効率的に行うため、1つの許可運搬業者が複数の排出事業者を巡回し、1つの運搬容器で回収運搬する行為を行うことは可能か。
- (2)一般廃棄物と産業廃棄物の両方の許可を有する運搬業者が同一の運搬車両で上記の方法で収集運搬することは可能か。

〔検討内容〕

収集運搬業者は、排出事業者との契約に基づいて、排出事業者の指定した処分先等への運搬を業務として行う。収集運搬業者は、積み替えを行う場合以外は保管を行ってはならないこととなっており、通常は排出場所から処分先等へ直送することが基本であると考えられる。しかしながら、運搬ルートまで契約書に記載することは法に規定されておらず、複数の排出事業者を巡回してそれぞれの排出事業者が指定した同一の処分先等へ運搬する行為が連続して行われ、かつマニフェストが排出事業者毎、廃棄物の区分毎に作成されているのであれば、これを禁止しているとは言えない。

本事業における課題は「複数事業者における産業廃棄物と一般廃棄物を混載」して運搬することの可否であり、混載することについての問題点がクリアできれば可能である。

【混載についての問題】

収集運搬業者が保管積み替えを行う場合には、当然他社の廃棄物との混合、接触が想定されるため、法においても他の廃棄物と混合することの許否等に関して委託契約書に盛り込むことが規定されている。一方、保管積み替えを伴わない収集運搬を含む全ての処理については、他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項を委託契約書に盛り込むことが規定されており、この規定から逆に混合することについて支障がなければ容認していると解される。

ただし、次の問題点についても整理しておく必要がある。

(1)排出量の把握

排出事業者は計量器を有しない場合が多く、排出時点でmanifestに記載する委託数量が容器の大きさとその個数という場合も少なくない。容器を移し替え、他社のものと混合することによって当該数量の把握が困難となり、委託料金の支払い等の支障となる可能性がある。

(2)処分業者への影響

同一種類の廃棄物であっても、排出事業者によってその性状は異なる。処分業者はこれらの廃棄物の組成等を考慮して処分することになるため、各排出事業者から示された廃棄物の性状と異なった性状（成分）の廃棄物を受け取ることとなり、処分時に支障がある可能性がある。

(3)事故時の責任

ある排出事業者の廃棄物の混入により処分業者へ搬入された廃棄物全部が処理不適合物と判断された場合、原因となった排出者の特定や、処理不適合物全体の責任が不明確になる可能性がある。

(4)一般廃棄物、産業廃棄物車両の兼用

それぞれの監督官庁が異なる（市町村と県）ため、許可等に際して使用する車両の条件の有無を確認する必要がある。

【本事業における対応】

・原則的に廃食油の回収については、魚国総本社三重支社のタンク回収を除き、産業廃棄物、一般廃棄物ともにペール缶（20ℓ入り）で行うため、収集運搬過程において、タンク等の中での混合は考えられない。また、魚国総本社三重支社のタンク回収については、その容量（1,000ℓ）から他所での回収と混載しての運搬は不可能である。

・また、本事業で収集する廃食油は、BDF化することを目的としての回収であり、植物性廃食油であることを前提（第2章第1節【油種】P6）としている。本事業においては、再生物（BDF）を排出者が利用することとしており、その点からも、大きく組成の異なる廃油（鉱物油）等が混入することは考えがたく、またもし回収時点で組成の異なるものが排出されても量的にはペール缶容量（20ℓ）が最大であり、回収油全体に支障が及ぶことは考えられない。

第2節

地方税法（軽油引取税）

BDFの公道での使用にともなう、軽油引取税の課税及び同税の納付方法等について、県税務政策室職員に部会への参加を要請し、協議を行った。

【税概要】

軽油引取税は、道路を使用する車両の燃料である軽油の引き取り（購入）に課される税であり、その税収は県内の道路の建設、補修など道路整備に要する費用に充てられる目的税である。

【納税義務者等】

元売業者・特約業者から現実の納入を伴う軽油の引き取り（購入）を行った者が、元売業者・特約業者を通じて県に納める。ただし、この税金は軽油の代金に含まれており、最終的には軽油の消費者が負担することとなる。

（元売業者：軽油の製造業者、輸入業者、販売業者で総務大臣が指定したもの）

（特約業者：元売業者と契約して軽油その他の石油製品を販売するもので、県の条例により指定されたもの）

【軽油の製造等について】

製造等承認を受ける義務

元売業者、特約業者、石油製品販売業者、軽油製造業者及び自動車の保有者は、軽油と軽油以外の炭化水素油を混和するとき

軽油を製造するとき

炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として譲渡するとき

燃料炭化水素油（承認を受けて譲渡されたの燃料炭化水素油を除く）を自動車の内燃機関の燃料として消費する場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。承認を受けずにこれらの行為をすると製造、譲渡又は消費した数量すべてに軽油引取税が課せられる。

・混和軽油に対する販売店課税

軽油に軽油以外の炭化水素油を混和した燃料を販売、若しくは軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造した軽油を販売した場合には販売店が軽油引取税の納税義務者となる。

・燃料炭化水素油に対する販売店課税

燃料炭化水素油を自動車の内燃機関として販売した場合には販売店が軽油引取税の納税義務者となる。

・炭化水素油に対する保有者課税

炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合には、その自動車の所有者が納税義務者となる。

【本事業における対応】

本事業においては、公用車等への燃料について、B D F と軽油等の混和は行わず B D F 100% で使用することとしている。B D F は、軽油引取税にいう炭化水素油ではなく、100% で使用する限りにおいて軽油引取税は課税されない。

しかし、現実的に車両を公道で使用する場合には、出先での不時の燃料不足や、錯誤による軽油の給油などが起こり得る。したがって本事業において B D F を使用するすべての車両に対して、事前に燃料炭化水素油消費承認申請書を県税務政策室に提出し、混和状況が発生したときは、同申請と軽油引取税の申告納付を行うこととした。

また、B D F の給油状況については、同室が指定した事項を記載した給油記録簿を記帳することとし、混和状況にいたる B D F 使用状況等を挙証できるように備えた。

(注)

販売店または所有者に対する課税は、承認を受けた販売または消費であり、すでに軽油引取税又は揮発油税が課された燃料炭化水素油が含まれているときは、その数量を控除する。

燃料炭化水素油とは、炭化水素油（炭化水素とその他の物との混合物又は単一の炭化水素で、1気圧において温度 15 度で液状である物を含む。）で軽油又は揮発油以外のものをいい、炭化水素を主としないものも含まれる。



燃料炭化水素油消費承認申請書

第3節 消防法

消防法の観点からBDFの貯蔵及び使用について、県防災危機管理局消防・保安室職員を部会へ招聘し、課題事項について協議するとともに、貯蔵場所となる津市、松阪市の消防本部と協議を行なった。

【種別】

・BDFは引火性の液体（第4類）であるが、引火点が70以上200未満であることから、第3石油類に該当する。

BDF = 第4類（引火性液体）第3石油類（非水溶性）

・廃食油（BDF化される前のもの）で引火点250未満のものは第4類動植物油類に該当する。

【指定数量】

危険物は指定数量により保管基準等が異なる。また、指定数量は種別により異なる。

BDF（第4類第3石油類）の指定数量は2,000ℓ

廃食油（第4類動植物油類（引火点250未満））の指定数量は10,000ℓ

エタノール（第4類アルコール類）の指定数量は400ℓ

【貯蔵等】

・指定数量以上の貯蔵については消防法の対象、指定数量未満の貯蔵については貯蔵所所在市町村の火災予防条例の対象となる。（市町村により内容が異なる。）

・指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物（BDF：400ℓ以上、2,000ℓ未満、廃食油：2,000ℓ以上、10,000ℓ未満）については、少量危険物扱いとなる。

・少量危険物（BDF：400ℓ未満、廃食油2,000ℓ未満）の場合は市町村条例に基づく設備基準が適用される。（次ページ津市火災予防条例等参考）



BDF給油状況

環境連携三重の環事業

(参考 津市火災予防条例)

第32条 法第9条の3の規定に基づき危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)で定める数量(以下「指定数量」という。)未満の危険物の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

- (1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、みだりに火気を使用しないこと。
- (2) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に整理及び清掃を行うとともに、みだりに空箱その他の不必要な物件を置かないこと
- (3) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、当該危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないように必要な措置を講ずること
- (4) 危険物を容器に収納して貯蔵し、又は取り扱うときは、その容器は、当該危険物の性質に適応し、かつ、破損、腐食、さけめ等がないものであること
- (5) 危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、みだりに転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずる等粗暴な行為をしないこと。
- (6) 危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、地震等により、容易に容器が転落し、若しくは転倒し、又は他の落下物により損傷を受けないよう必要な措置を講ずること。

【その他】

鋼板製の簡易な物置(下記写真)での貯蔵は、屋外貯蔵の扱いとなる。

・ドラム缶は1本あたり200ℓの貯蔵能力があることとなり、2本のドラム缶を設置するとドラム缶が満タンでなくとも400ℓの貯蔵となり、BDFの場合は指定数量の5分の1以上の貯蔵となる。

【本事業における対応】

(BDF)

本事業の実施にあたっては、上記の消防法及び津市、松阪地区広域消防組合の火災予防条例に従い、BDFの貯蔵量を指定数量の5分の1未満(400ℓ未満)とし、貯蔵用ドラム缶1本を鋼板製物置内に設置し貯蔵することとした。

(廃食油)

廃食油の回収等に伴う扱いについては、BDFと同様に指定数量の5分の1未満(2,000ℓ)の取扱い量であることから、条例に定める基準により廃食油の貯蔵を行っている。



第4節 道路運送車両法

BDFを公道上で車両燃料として使用するにあたり、国土交通省中部運輸局三重運輸支局整備課を訪問し、協議をおこなった。

BDFを車両等の燃料として使用するにあたり、自動車検査証の備考欄への廃食油併用との記載を希望する場合には運輸支局で手続きが必要である。

上記自動車検査証備考欄への記載に係る申請については、関係申請書類及び使用するBDFの性状が「揮発油等の品質の確保等に関する法律」(品確法)第17条の7、17条の9による軽油規格の強制規格(下記)に適合していることが判断できる分析表を添付し、国土交通省中部運輸局三重運輸支局へ行うこととなる。

【参考】

軽油規格(強制規格のみ)

項 目	基 準
硫 黄 分	0.005 質量%以下
セタン指数	45 以上
蒸留性状(90%留出温度)	360 以下

第5節 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)

平成13年5月に施行された食品リサイクル法においては、平成18年度までに食品関連事業者の再生利用等の実施率を20%に向上させる目標が定められている。

廃食油のBDF化事業の食品リサイクル法における位置付けについて調査したところ下記のとおりであった。

廃食油の食品リサイクル法上の位置付け

食品リサイクル法の対象となる「食品廃棄物」とは、

食品が食用に供された後に、または供されずに廃棄されたもの

食品の製造、加工又は調理の過程において副次的に得られた物品のうち食用に供することができないもの

とされており、廃食油は に該当する。

廃食油のBDF化と食品リサイクル法について

中小企業総合事業団(現 独立行政法人中小企業整備機構)が発行している「食品リサイクル法への対応～食品リサイクル法対応講習会テキスト～」(平成14年度)によれば、廃食油のBDF化は油脂又は油脂製品化技術として、石鹼製造技術、飼料用原料化技術とともに、食品リサイクル法に対応する廃食油の再生利用のひとつの方法として紹介されている。

環境連携三重の環事業

第6節 その他

BDFの利用に関して、現在（平成17年2月）経済産業省資源エネルギー庁において、BDF混合軽油の規格化にむけて検討が行われており、平成17年度内に軽油の新規格が設定される予定である。

今後設定されるBDFを含めた軽油の新たな規格に基づき、BDFの製造や利用、車両の開発などに、法的手続きが付加される可能性もあり動向を見据えることが必要である。

